

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成30年7月3日)

- 1 大阪府北部を震源とする地震に対する鳥取県の支援状況について
【技術企画課】……1ページ
- 2 県管理道路沿いにあるブロック塀の緊急点検の進捗状況(6月29日現在中間報告)
【道路企画課】……4ページ
- 3 大分県中津市の土砂災害を受けた緊急点検の結果について 【治山砂防課】……5ページ
- 4 岩石採取場現地検査結果について 【治山砂防課】……6ページ
- 5 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【空港港湾課】……7ページ

県土整備部

大阪府北部を震源とする地震に対する鳥取県の支援状況について

平成30年7月3日
危機管理政策課
危機対策・情報課
住まいまちづくり課
技術企画課

平成30年6月18日(月)午前7時58分、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1(暫定値)の地震により大阪府北部を中心に人的被害や建物被害等が発生したことから、被災地の早期復興を支援するため、鳥取県は次のとおり支援活動を行っています。

1 鳥取県職員等の派遣概要

支援概要	派遣先	6/18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	7/1	2	3	4	5	6
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
情報連絡員 (リエゾン)	第1陣(2名)	兵庫県庁、大阪府庁	○	○	○															
被災建築物 応急危険度 判定士	先遣隊(県2名)	高槻市役所、茨木市役所、京都府庁	○	○	○															
	第1陣 (県6名、倉吉市2名)	茨木市内			○	○	○	○												
	第2陣 (県7名、堺港市1名)	茨木市内							○	○	○									
被災宅地 危険度判定士	先遣隊(県4名)	高槻市役所、茨木市役所、京都府庁	○	○	○															
家屋の被害認定調査のコーディネーター等	第1陣 (倉吉市2名)	寝屋川市役所						○	○											
	第2陣 (倉吉市2名、県1名)	茨木市役所								○	○									
	第3陣 (湯梨浜町2名、県2名) ※湯梨浜町は28日まで	茨木市役所									○	○	○	○	○					
家屋の被害認定調査の応援職員	第1陣 (米子市2名、琴浦町2名、倉吉市2名、県1名)	茨木市														○	○	○	○	○
職員災害 応援隊	第1陣(県6名)	茨木市内				○	○	○												
	第2陣(県6名)	高槻市内							○	○	○									
	第3陣(県6名)	高槻市内									○	○	○							
	第4陣(県6名)	高槻市内														○	○	○		

□:派遣期間 ○:活動日

2 被災建築物応急危険度判定士の派遣

(1) 被災建築物応急危険度判定士の活動概要

被災した建築物の余震などによる倒壊、または、外壁及び窓ガラスの落下などにより生じる二次災害を未然に防止し、建築物を利用する居住者などの安全を確保することを目的に、必要な知識及び経験を有する者として知事が認定し、登録した判定士が実施するもの。

(2) 派遣先 大阪府茨木市内 ※先遣隊は高槻市役所、茨木市役所、京都府庁

(3) 派遣期間〔活動期間〕・人数

【先遣隊】6月18日(月)～20日(水)〔活動期間同じ〕・2名

【第1陣】6月20日(水)～24日(日)〔20日(水)～23日(土)〕・8名

【第2陣】6月23日(土)～27日(水)〔24日(日)～26日(火)〕・8名

(4) 活動実績

判定件数

平成30年6月28日現在

建築物	計	赤 (危険)	黄 (要注意)	緑 (調査済)	備考
大阪府全体	9,358	458	2,141	6,759	6/28で終了
うち鳥取県班	345	27	182	136	

※この度の被災の特徴

黄色(要注意):屋根瓦のズレ(特に棟部分)、外壁のクラック、浮き(塗壁等の湿式工法)
赤色(危険):地割れによる建物基礎の割れ(無筋コンクリート)



屋根瓦の被害



外壁の被害

被災建築物の状況等

3 被災宅地危険度判定士の派遣

(1) 被災宅地危険度判定士の活動概要

被災した宅地の余震などによる崩壊、または、擁壁の損壊などにより生じる二次災害を未然に防止し、土地所有者などの安全を確保することを目的に、必要な知識及び経験を有する者として知事が認定し、登録した判定士が実施するもの。

※先遣隊を派遣したが、宅地の危険度判定の支援ニーズがなかったため、先遣隊以降の応援職員の派遣は行わなかった。

(2) 派遣先 高槻市役所、茨木市役所、京都府庁

(3) 派遣期間〔活動期間〕・人数

【先遣隊】6月18日(月)～20日(水)〔活動期間同じ〕・4名

4 鳥取県職員災害応援隊の派遣

(1) 鳥取県職員災害応援隊の活動概要

大阪府茨木市内、高槻市内において、一般家屋内の整理・片付け、ブルーシートの搬送、倒壊したブロック塀の撤去等の活動に従事した。

(2) 派遣先・派遣期間〔活動期間〕・人数

【第1陣】茨木市内 6月21日(木)～23日(土)〔活動期間同じ〕・6名

【第2陣】高槻市内 6月25日(月)～27日(水)〔活動期間同じ〕・6名

【第3陣】高槻市内 6月27日(水)～29日(金)〔活動期間同じ〕・6名

【第4陣】高槻市内 7月2日(月)～4日(水)〔活動期間同じ〕・6名

【第5陣】高槻市内(予定)7月4日(水)～6日(金)〔活動期間同じ〕・6名



職員災害応援隊の活動状況(第1陣)

5 情報連絡員(リエゾン)の派遣

(1) 情報連絡員(リエゾン)の活動概要

被害状況や支援ニーズ等を情報収集し、応援職員の派遣等に関する支援調整を行った。

(2) 派遣先・派遣期間〔活動期間〕・人数

①兵庫県庁(関西広域連合広域防災局) 6月18日(月)〔活動期間同じ〕2名

②大阪府庁 6月19日(火)～20日(水)〔活動期間同じ〕2名

6 家屋の被害認定調査に係るコーディネーターの派遣

(1) 支援の概要

家屋の被害認定調査の実施に先立ち、資機材の事前準備や調査計画の作成、派遣受入体制の整備等に助言を行う応援職員を派遣した。

(2) 派遣先・派遣期間〔活動期間〕・派遣者

①寝屋川市役所 6月22日(金)～24日(日)〔23日(土)～24日(日)〕2名(倉吉市)

②茨木市役所 6月25日(月)～28日(木)〔活動期間同じ〕

(市町2名(倉吉市(6/25～26)、湯梨浜町(6/27～28))／県1名(6/25～27)、県2名(6/27～28))

(3) その他

派遣要請のあったその日に掛けつけた寝屋川市からは「体制整備に当たり希望していた具体的助言をいただきありがたかった」との声あり。

7 家屋の被害認定調査に係る応援職員の派遣

家屋の被害認定に係る調査（1次調査）に係る応援職員を以下のとおり派遣した。被災市の職員1名と共に、3名1班で調査業務に従事した。

(1) 派遣先・派遣人数：茨木市・3チーム6名（米子市、倉吉市、琴浦町）

※このほか、6/29～7/1 県職員2名、7/2～6 県職員1名が調査活動や市役所の災害対応の支援を行う。

(2) 派遣期間 7月2日（月）～6日（金）

8 鳥取県災害ボランティア隊の募集

鳥取県社会福祉協議会では平成30年度「鳥取県災害ボランティア隊」を募集し、被災地での支援の実施を予定している。

(1) 活動場所 大阪府茨木市または高槻市で調整中

(2) 活動内容 被災家屋の片付け、家財の搬出等

(3) 活動期間 7月4日（水）～6日（金）※移動日含む

(4) 募集期間 6月27日（水）～30日（土）午後3時まで

(5) 募集人員 10名

9 平井知事による被災地訪問について

鳥取県中部地震でご支援いただいた大阪の皆様への御恩返しのお気持ちも込め、このたびの地震で被災された方々へのお見舞い、激励を目的として、JA鳥取中央と連携し、平井知事、JA鳥取中央のすいか生産者等が、次のとおり被災地を訪問した。

(1) 訪問日 6月23日（土）

(2) 訪問先

①松坂屋高槻店 14:00～14:15

来店者に鳥取すいかを召し上がっていただいた。

②茨城市水尾（みずお）小学校体育館 15:00～15:30

避難所となっている水尾小学校体育館で、避難所の皆さんをはじめ周辺住民の皆さんに鳥取すいか、梨ゼリー、保存水等防災グッズをお届けした。



<参 考>

1 地震の状況

(1) 発生時刻 6月18日（月）7時58分

(2) 地震規模 マグニチュード6.1（暫定値）

(3) 発生場所 大阪府北部深さ13km（暫定値）

(4) 震 度

【震度6弱】大阪府：大阪市（北区）、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市

【震度5強】大阪府：大阪市（都島区、東淀川区、旭区、淀川区）、寝屋川市、吹田市、摂津市、交野市、島本町、豊中市

京都府：京都市（中京区、伏見区、西京区）、八幡市、久御山町、亀岡市、長岡京市、大山崎町

※県内最大震度：震度3（鳥取市、湯梨浜町、北栄町）

2 被害状況（6月29日19時現在。消防庁公表（第23報））

(1) 人的被害 死亡4名（いずれも大阪府）

重傷15名（大阪府9名、兵庫県4名、三重県1名、京都府1名）

軽傷413名（大阪府345名、兵庫県38名、京都府21名ほか）

(2) 住家被害 全壊4棟（いずれも大阪府） 半壊46棟（いずれも大阪府）

一部破損19,193棟（大阪府18,086棟、京都府1,076棟ほか）

(3) 避難状況 避難所数38箇所、避難者数173名（6月29日11時30分現在）

(4) 対策本部 【災害対策本部】京都府、大阪府 【災害警戒本部等】兵庫県、奈良県

県管理道路沿いにあるブロック塀の緊急点検の進捗状況 (6月29日現在中間報告)

平成 30 年 7 月 3 日
道 路 企 画 課

平成 30 年 6 月 18 日 (月) の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀が倒れて通学中の児童が死亡するという事故が発生したことを受け、県管理道路沿いのブロック塀についても下記のとおり緊急点検を行っており、6月29日(金)時点の点検結果について中間報告します。

1 緊急点検の概要

- (1) 調査期間：6月20日(水)から7月6日(金)
- (2) 調査方法：県管理道路沿いの全てのブロック塀を巡回パトロールにおいて目視調査し、
 - 1 高さが2.2mを超えるブロック塀
 - 2 ひび割れ、破損又は傾斜が生じているブロック塀の状況を取りまとめる。

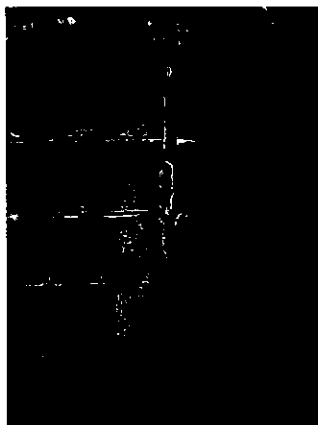
2 緊急点検の結果 (6月29日(金)時点中間報告)

6月29日時点で、概ね9割程度の巡視が完了しており、とりまとめ結果は下表のとおりです。

種別	件数
1 高さが2.2mを超えるブロック塀	3件
2 ひび割れ、破損又は傾斜が生じているブロック塀	85件
3 高さが2.2mを超えるとともに、ひび割れ、破損又は傾斜が生じているブロック塀	5件
計	93件



高さが2.2mを超えているブロック塀



損傷があるブロック塀



傾斜が生じているブロック塀

3 今後の対応方針

上記2によりとりまとめたブロック塀についての今後の対応方針は、以下のとおりです。

- (1) 建築指導部局との合同現地調査を実施し、建築基準法への適合等について確認する。
(建築指導部局との調整がつけば、7月上旬から順次実施する予定としている。)
- (2) 上記(1)により、建築基準法の現行基準に適合していないと認められる場合(既存不適格を含む。)や、ひび割れ等により倒壊の恐れがあると判断される場合には、付近の通行者へ注意表示を行うとともに、管理者に補修・撤去等が必要であることを注意喚起する。
(必要に応じて道路側への倒壊を防ぐための応急措置(土嚢の設置等)を講じる。)

大分県中津市の土砂災害を受けた緊急点検の結果について

平成30年7月3日
治山砂防課

大分県中津市の降雨等に起因しない土砂災害を受けて、専門家（^{ふじむらひさし}藤村 尚 鳥取大学名誉教授）等の意見を踏まえ、点検対象の抽出、点検方法の選定を行い、県内6箇所で行った緊急点検を実施しました。併せて、特に土砂災害発生の前兆現象に関わる事項など土砂災害に対する注意点を点検箇所付近の住民に周知しましたので報告します。

1 点検対象の抽出方法

- ・土砂災害警戒区域（イエロー区域：急傾斜地の崩壊） 3, 470箇所から抽出。
〔抽出条件〕 大分県中津市と同規模の災害が発生する恐れのある次の条件を満たす箇所。

①火山岩類^{かざんがんるい}で形成 ②斜面高さ^{せんめんたかさ}100m以上 ③最大傾斜度^{さいだいきんしゃど}45°以上

※火山岩類…県内に分布する^{せんしんせい}鮮新世以降の火山性堆積物、安山岩、デイサイトを対象。

※斜面高さ100m…大分県中津市^{やばけいまち}耶馬溪町斜面崩壊と同規模の斜面。

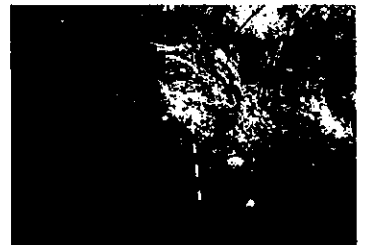
※最大傾斜度45°…大分県中津市耶馬溪町斜面崩壊と同規模の傾斜度。

2 点検対象箇所

1により抽出された6箇所（東部4箇所、中部1箇所、西部1箇所）

箇所名	所在地	斜面高さ	最大傾斜度
I-287 ^{やはらみちのした} (矢原道ノ下)	鳥取市鹿野町河内	154	50.9
I-329 ^{きたがわら} (北河原)	鳥取市青谷町北河原	111	48.3
I-331 ^{はっしょうじ} (八葉寺A)	鳥取市青谷町八葉寺	131	67.1
II-2362 ^{うしと} (牛戸B)	鳥取市河原町牛戸	111	48.4
I-846 ^{のいくら} (野井倉)	東伯郡琴浦町野井倉	141	47.8
II-3531 ^{おおさか} (大坂2)	西伯郡伯耆町大坂	132	45.2

位置図



点検状況写真（牛戸）

3 点検方法

- ・事前準備（航空レーザー測量結果等による地形要因の把握）
 - ・現地点検（風化状況等の地質要因、植生、湧水、落石、住民聞き取り等）
- ※点検は、県職員及び一般社団法人鳥取県測量設計業協会が協力して実施。（H30.5.22～24）

4 点検結果

斜面及びその周辺に、土砂災害の発生要因となりうる崩壊跡、湧水及び浮石等がいくつか確認されたが、ただちに土砂崩落につながるような変状（クラック、段差等）は確認されなかった。

5 住民への周知

点検箇所において想定される「土砂崩壊の形態」及び「日常的に留意すべき点」をとりまとめ、視覚的にわかりやすいよう航空写真上に図示した資料を、点検箇所付近の住民と関連する市町の防災担当者に提供し、今後の避難行動に活用してもらうとともに、普段と違う現象（前兆現象）が確認された場合には、県及び市町に報告していただくよう説明した。



住民説明状況写真（大坂）

岩石採取場現地検査結果について

平成 30 年 7 月 3 日
治 山 砂 防 課

1 検査の目的

岩石採取場の検査については、岩石採取場内の安全、隣地及び周辺への影響並びに認可計画及び指導の遵守状況等を現地で検査し、問題のある箇所については適正な岩石採取の指導を行い、もって岩石採取に伴う災害を防止することを目的としている。

このたび、採石業者から鳥取県採石条例第 11 条に基づき業務報告がされたことを受けて、採石法に基づく現地検査を実施した。

2 検査箇所及び期間

(1) 検査箇所：民間岩石採取場

区 分	鳥取	八頭	中部	米子	日野	計
①現在稼働中	8	2	5	7	4	26箇所
②休止・廃止後2年以内等	6	0	0	0	0	6箇所
計	14	2	5	7	4	32箇所

(2) 実施期間 平成30年5月14日 ～ 同年5月30日

3 結果

(1) 稼働中の採石場

ア 26箇所の採石場のうち、9箇所に対して行政指導を行った。

(鳥取3、中部1、米子4、日野1)

イ 昨年度に引き続き行政指導を行った採石場は、4箇所であった。

(鳥取2、米子2)

区 分	内 容	(箇所)	
		H30	H29
検査箇所数		26	26
是正措置		9	14
措置命令 (採石法による命令)	該当なし	0	0
監督命令 (採石条例による改善計 画の提出命令)	該当なし	0	0
行政指導	○掘削区域の明示 ○伐採木の後始末 ○沈砂池の堆砂の除去 等	9	14

(2) 休止・廃止後2年以内のもの等

全箇所（6箇所）の旧採石場について、是正が必要なものはなかった。

区 分	内 容	(箇所)	
		H30	H29
検査箇所数		6	6
是正措置		0	0
措置命令 (採石法による命令)	該当なし	0	0
災害防止命令 (採石法による命令)	該当なし	0	0

4 今後の対応

行政指導を行ったものについては、早急に是正を図るとともに、是正後も日常点検により重点的・継続的に確認を行う。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】		県土整備部					
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
空港港湾課	鳥取港災害復旧工事(航路浚渫3工区)	鳥取市港町地先	八幡コーポレーション株式会社 代表取締役 玉木 裕一	(当初契約額) 381,240,000円 (第1回変更後契約額) 373,183,200円 (変更額) 〔 △8,056,800円 〕	平成30年 2月 2日 ～ 平成30年 6月29日	(当初契約年月日) 平成30年 2月 2日 (第1回変更契約年月日) 平成30年 6月20日	- 冬期風浪による堆積土量の減少による工事費の減。
空港港湾課 〔鳥取港湾事務所〕	鳥取港災害復旧応急工事(航路浚渫2工区)	鳥取市港町地先	やまこ建設株式会社 代表取締役 岡田 幸一郎	(当初契約額) 97,092,000円 (第1回変更後契約額) 97,092,000円 (変更額) 〔 0円 〕	平成29年10月26日 ～ 平成30年 3月26日 (変更後工期) 平成30年 6月29日	(当初契約年月日) 平成29年10月25日 (第1回変更契約年月日) 平成30年 3月26日	- 平成29年台風18号の応急工事として発注したが、その後、台風21号により航路埋没が増大し、施工方法、施工場所の調整が必要となり不測の日数を要したことによる工期延長。
				(第2回変更後契約額) 95,333,760円 (変更額) 〔 △1,758,240円 〕		(第2回変更契約年月日) 平成30年 6月28日	冬期風浪による堆積土量の減少による工事費の減。